

2026『出る順宅建士』シリーズ・『とらの巻』訂正表

令和8年10月13日

株式会社東京リーガルマインド

宅建士試験部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆出る順宅建士 合格テキスト③ 法令上の制限・税・その他

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
271 ページ (3) 6行目	訂正	軽微な変更(=①工事主、設計者又は工事施行者の変更、 ～	軽微な変更(=①工事主、設計者又は工事施行者の氏名もしくはは名称又は住所の変更、 ～
416 ページ 最終行	訂正	証券化支援事業では、高齢者向け返済特例制度は設けられていません。	証券化支援業務(買取型)では、高齢者の死亡時に一括して返済する貸付金の償還方法による貸付債権も対象となります。

◆出る順宅建士 ウォーク問① 権利関係

P.138 問68 選択肢4 解説 ⇒ 下記に差替え

☆④ 誤 1月以内ではない。 所有権の登記名義人の氏名もしくはは名称又は住所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった日から2年以内に、氏名もしくはは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない(不登法76条の5)。1月以内ではない。よって、本肢は誤りであり、本問の正解肢となる。	11-3-3
---	--------

《切り取り線》

* A4用紙に印刷いただくと、『ウォーク問』に適合した大きさになります。



◆出る順宅建士 ウォーク問③ 法令上の制限・税・その他

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
219 ページ 肢 4 1 行目	訂正	<u>～、工事施行者を変更する～</u>	<u>～、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更する～</u>
220 ページ 肢 4 5 行目	訂正	<u>工事施行者を変更する～</u>	<u>工事施行者の氏名もしくは名称又は住所を変更する～</u>

P. 329, 330 問 162 選択肢 3 問題・解説 ⇒ 下記に差替え

③ 機構は、証券化支援事業（買取型）における民間金融機関の高齢者向け住宅ローンについて、借入金の元金の返済を債務者本人の死亡時に一括して行う方法による貸付債権は対象としていない。

《切り取り線》

③ 誤 借入金の元金の返済を死亡時に一括して行う方法による貸付債権も対象となる。

機構が証券化支援事業（買取型）により譲り受ける高齢者への貸付債権については、元金の返済を債務者本人の死亡時に一括して行う方法による貸付債権も対象となる（機構業務方法書 3 条 2 項）。よって、本肢は誤りであり、本問の正解肢となる。

《切り取り線》

* A 4 用紙に印刷いただくと、『ウォーク問』に適合した大きさになります。

◆出る順宅建士 過去 30 年良問厳選模試

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
問題編 第 2 回 P. 12、問 19 肢 3 2 行目	訂正	<u>～、工事施行者を変更する～</u>	<u>～工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更する～</u>
解答・解説 P. 48 問 19 肢 3 4 行目	訂正	<u>工事施行者を変更する～</u>	<u>工事施行者の氏名もしくは名称又は住所を変更する～</u>

◆出る順宅建士 当たる！直前予想模試

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
問題編 第2回 P.10、問19 肢4 1行目	訂正	<u>～、工事施行者を変更する場 合には、～</u>	<u>～、工事施行者の氏名若しく は名称又は住所を変更する場 合には、～</u>

◆どこでも宅建士 とらの巻

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
409 ページ 4. 4 4行目	訂正	軽微な変更（＝①工事主、設 計者又は工事施行者の変更、 ～	軽微な変更（＝①工事主、設 計者又は工事施行者の氏名も しくは名称又は住所の変更、 ～